

令和2年第2回紀の川市議会臨時会議案書

和歌山県 紀の川市

令和2年5月21日

紀の川市議会議長 村 垣 正 造 様

紀の川市長 中 村 慎 司

議案の送付について

令和2年第2回紀の川市議会臨時会に提出するため、下記議案に説明書を添えて送付します。

記

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

(紀の川市税条例等の一部を改正する条例)

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

(紀の川市税条例の一部を改正する条例)

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて

(紀の川市都市計画税条例の一部を改正する条例)

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて

(紀の川市都市計画税条例の一部を改正する条例)

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて

(紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて

(紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

報告第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
(紀の川市介護保険条例の一部を改正する条例)

報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
(紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)

報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度紀の川市一般会計補正予算 (第 5 号))

報告第 1 0 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 2 年度紀の川市一般会計補正予算 (第 1 号))

報告第 1 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 2 年度紀の川市一般会計補正予算 (第 2 号))

議案第 6 7 号 令和 2 年度紀の川市一般会計補正予算 (第 3 号) について

議案第 6 8 号 令和 2 年度紀の川市水道事業会計補正予算 (第 1 号) について

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月21日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

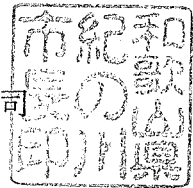
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀の川市税条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

紀の川市長 中 村 慎 司



理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）の公布及び施行等に伴い、紀の川市税条例等の一部を改正する必要があるが生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

紀の川市税条例等の一部を改正する条例

令和2年3月31日
条例第14号

(紀の川市税条例の一部改正)

第1条 紀の川市税条例（平成17年紀の川市条例第54号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(個人の市民税の非課税の範囲) 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) 略 (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。） 2 略 (所得控除) 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額	(個人の市民税の非課税の範囲) 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) 略 (2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。） 2 略 (所得控除) 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控

改 正 前	改 正 後
一、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (中小法人等に対する不均一課税) 第34条の4の2 資本金等の額が1億円以下の法人、資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は第23条第3項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額（法第292条第1項第4号の2の個別帰属法人税額をいう。以下本条において同じ。）が年500万円以下であるものに対する当該事業年度分若しくは計算期間分又は当該連結事業年度の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に121分の24を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。 2～5 略 (市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金	除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (中小法人等に対する不均一課税) 第34条の4の2 資本金等の額が1億円以下の法人、資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は第23条第3項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額（法第292条第1項第4号の2の個別帰属法人税額をいう。以下本条において同じ。）が年500万円以下であるものに対する当該事業年度分若しくは計算期間分又は当該連結事業年度の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に84分の24を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。 2～5 略 (市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金

改 正 前	改 正 後
等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。	等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。
2～9 略 （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）	2～9 略 （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）
第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給	第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給

改 正 前	改 正 後
与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1) ・ (2) 略 (3) <u>当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u>	与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1) ・ (2) 略
(4) 略 2～5 略 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)	(3) 略 2～5 略 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)
第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1) ・ (2) 略	第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1) ・ (2) 略

改 正 前	改 正 後
(3) <u>当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合に</u> <u>は、その旨</u> (4) 略 2～5 略 (法人の市民税の申告納付) 第48条 略 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 3～17 略 (固定資産税の納税義務者等) 第54条 略 2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とす	(3) 略 2～5 略 (法人の市民税の申告納付) 第48条 略 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 3～17 略 (固定資産税の納税義務者等) 第54条 略 2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とす

改 正 前	改 正 後
されている 者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている 個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている 法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。 3 略 4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によつて不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する _____。	がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている 個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。 3 略 4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により 不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、 _____ 固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができ。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。
(新設) 5 土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) による土地区画整理事業 (密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (平成9年法律第49号) 第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下こ	5 法第343条第5項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合 (前項に規定する場合を除く。) には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができ。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。 6 土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) による土地区画整理事業 (密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (平成9年法律第49号) 第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下こ

改 正 前	改 正 後
の項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分公告の日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。 6 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定によって使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項におい	の項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより 仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定により 管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。 7 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定により 使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項におい

改 正 前	改 正 後
て「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定による完成通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定によつて使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によつて使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。)	て「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定によつて使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によつて使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。)
7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。)であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものがあり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの(以下この項において「特定附帯設備」と	8 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。)であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものがあり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの(以下この項において「特定附帯設備」と

改 正 前	改 正 後
いう。)については、当該取り付けた者の事業の用に供すること ができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1 項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分 は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。 (固定資産税の課税標準) 第61条 略 2～8 略 9 住宅用地 (法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地を いう。以下この条及び第74条において同じ。) に対して課する 固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349 条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資 産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。 10 小規模住宅用地 (法第349条の3の2第2項に規定する小 規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。) に対して課す る固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並び に法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住 宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の 額とする。 (法第349条の3第28項等の条例で定める割合) 第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市の条例で定 める割合は2分の1とする。 2 法第349条の3第29項に規定する市の条例で定める割合は 2分の1とする。	いう。)については、当該取り付けた者の事業の用に供すること ができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1 項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分 は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。 (固定資産税の課税標準) 第61条 略 2～8 略 9 住宅用地 (法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地を いう。以下この条及び第74条において同じ。) に対して課する 固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349 条の3第11項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資 産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。 10 小規模住宅用地 (法第349条の3の2第2項に規定する小 規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。) に対して課す る固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並び に法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住 宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の 額とする。 (法第349条の3第27項等の条例で定める割合) 第61条の2 法第349条の3第27項に規定する市の条例で定 める割合は2分の1とする。 2 法第349条の3第28項に規定する市の条例で定める割合は 2分の1とする。

改 正 前	改 正 後
3 法第349条の3第30項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。 (新設) (固定資産に係る不申告に関する過料) 第75条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第74条又は法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなければ、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 2・3 略 (たばこ税の課税標準) 第94条 略	3 法第349条の3第29項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。 (現所有者の申告) 第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係） (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名 (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項 (固定資産に係る不申告に関する過料) 第75条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第74条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなければ、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 2・3 略 (たばこ税の課税標準) 第94条 略

改 正 前	改 正 後
2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。	2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。
表 略	表 略
3 略	3 略
4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ <u>の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合</u> 合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
5～10 略 （たばこ税の課税免除）	5～10 略 （たばこ税の課税免除）
第96条 略 （新設）	第96条 略 2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第

改 正 前	改 正 後
<u>2 前項</u> <u> </u>の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2 <u>の3 </u>に規定する書類を提出しない場合には、適用しない <u>一。</u> <u>3 略</u> (たばこ税の申告納付の手續) 第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下 この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、 前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこ の品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「 課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ 税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合に あつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税 額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合に あつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項 を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出 し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式に よる納付書によつて納付しなければならない。この場合におい て、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第	<u>1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項 第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする 製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条 の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用 する。</u> <u>3 第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限 る。）の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2 の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用す る。</u> <u>4 略</u> (たばこ税の申告納付の手續) 第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下 この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、 前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこ の品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「 課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ 税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合に あつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税 額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合に あつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項 を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出 し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式に よる納付書によつて納付しなければならない。この場合におい て、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第

改 正 前	改 正 後
1 項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならぬ。 2～5 略 (特別土地保有税の納税義務者等) 第131条 略 2～5 略 6 第54条第6項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。	1 項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならぬ。 2～5 略 (特別土地保有税の納税義務者等) 第131条 略 2～5 略 6 第54条第7項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。
附 則 (延滞金の割合等の特例) 第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年	附 則 (延滞金の割合等の特例) 第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(

改 正 前	改 正 後
の前年に <u>租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。) が年7. 3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。) 中においては、年14. 6パーセントの割合にあっては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に</u> 年7. 3パーセントの割合を加算した割合とし、年7. 3パーセントの割合にあっては<u>当該特例基準割合に</u> 年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7. 3パーセントの割合を超える場合には、年7. 3パーセントの割合)とする。 2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7. 3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、<u>特例基準割合適用年中</u> <u>は、当該特例基準割合適用年における特例基準割合と</u> <u>する。</u> (納期限の延長に係る延滞金の特例) 第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5. 5パーセントを超えて定められる日からその後年5. 5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する<u>特例基準割合</u>とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。	<u>平均貸付割合</u>(<u>租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。</u>)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。) が年7. 3パーセントの割合に満たない場合には、その年 <u>中においては、年14. 6パーセントの割合にあっては<u>その年</u> <u>における延滞金特例基準割合に</u>年7. 3パーセントの割合を加算した割合とし、年7. 3パーセントの割合にあっては<u>当該延滞金特例基準割合に</u>年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7. 3パーセントの割合を超える場合には、年7. 3パーセントの割合)とする。</u> 2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7. 3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、<u>各年の平均貸付割合に</u>年0. 5パーセントの割合を加算した割合が年7. 3パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年中において</u> <u>は、その年</u> <u>における当該加算した割合とする。</u> (納期限の延長に係る延滞金の特例) 第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5. 5パーセントを超えて定められる日からその後年5. 5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。

改 正 前	改 正 後
以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を超え、年0.73パーセントの割合に乘じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。 2 略 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)	以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を超え、年0.73パーセントの割合に乘じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。 2 略 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)
第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合にお	第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合にお

改 正 前	改 正 後
ける第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 第7条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 略	ける第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 略
（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例） 第8条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25	（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例） 第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25

改 正 前	改 正 後
条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2・3 略 （読替規定） 第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 略 2 法附則第15条第2項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。 3 法附則第15条第2項第6号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。 4 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。 5 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。 6 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2・3 略 （読替規定） 第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 略 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。 3 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。 4 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

改 正 前	改 正 後
7 法附則第15条第33項第1号 <u>ニ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	5 法附則第15条第30項第1号 <u>ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
8 法附則第15条第33項第1号 <u>ホ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	6 法附則第15条第30項第1号 <u>ニ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
9 法附則第15条第33項第2号 <u>イ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。	7 法附則第15条第30項第2号 <u>イ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。
10 法附則第15条第33項第2号 <u>ロ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。 (新設)	8 法附則第15条第30項第2号 <u>ロ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。
11 法附則第15条第33項第3号 <u>イ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	9 法附則第15条第30項第2号 <u>ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。
12 法附則第15条第33項第3号 <u>ロ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	10 法附則第15条第30項第3号 <u>イ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
13 法附則第15条第33項第3号 <u>ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	11 法附則第15条第30項第3号 <u>ロ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
14 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	12 法附則第15条第30項第3号 <u>ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
15 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	13 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
16 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は零とする。 (新設)	14 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
15 法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は零とする。	16 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は零とする。

改 正 前	改 正 後
17 略 (平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第10条の4 法附則第16条の2第1項 (同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日 (第54条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項 (同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 2 法附則第16条の2第1項 (同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成31年度分及び平成32年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。 3・4 略 (土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義) 第11条 略 (平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)	<u>3分の2とする。</u> 17 略 (平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第10条の4 法附則第16条の2第1項 (同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日 (第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項 (同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 2 法附則第16条の2第1項 (同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和元年度分及び令和2年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。 3・4 略 (土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義) 第11条 略 (令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

改 正 前	改 正 後
第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失うと認められる場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。	第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失うと認められる場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。
2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。	2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。
（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）	（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）
第12条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の	第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の

改 正 前	改 正 後
固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。	固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。
2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当	3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当

改 正 前	改 正 後
該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。	4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。
5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれ	5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれ

改 正 前	改 正 後
らの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。 第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第18条の規定により、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は、適用しない。 (農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第13条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 表 略 (特別土地保有税の課税の特例)	らの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。 第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条の規定により、平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は、適用しない。 (農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 表 略 (特別土地保有税の課税の特例)

改 正 前	改 正 後
第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等というものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 略 （軽自動車税の環境性能割の非課税） 第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のも	第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等というものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は 附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度 までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日 までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 略 （軽自動車税の環境性能割の非課税） 第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のも

改 正 前	改 正 後
のに限る。以下この条において同じ。) に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間 (附則第15条の6第3項において「特定期間」という。) に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 (軽自動車税の種別割の税率の特例) 第16条 略 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 略 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車 (以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。) のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32年4月1日から	のに限る。以下この条において同じ。) に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日まで の間 (附則第15条の6第3項において「特定期間」という。) に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 (軽自動車税の種別割の税率の特例) 第16条 略 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分 の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日まで の間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分 の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 略 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車 (以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。) のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分 の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から

改 正 前	改 正 後
平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 略 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 略 （長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例） 第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第3	和3年3月31日まで の間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分 の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 略 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分 の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日まで の間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分 の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 略 （長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例） 第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第3

改 正 前	改 正 後
6条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。 2・3 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)・(2) 略 2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分	6条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。 2・3 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)・(2) 略 2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分

改 正 前	改 正 後
の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に對して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。	の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に對して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。
3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。	3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。
（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等） 第22条 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当	（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等） 第22条 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当

改 正 前	改 正 後
該仮換地等について法附則第56条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならぬ。 (1) ～ (4) 略 2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。 3・4 略 （個人の市民税の税率の特例等） 第23条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。	該仮換地等について法附則第56条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならぬ。 (1) ～ (4) 略 2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和3年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。 3・4 略 （個人の市民税の税率の特例等） 第23条 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

第2条 紀の川市税条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第47条の4	（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第47条の4

改 正 前	改 正 後
第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）<u>第48条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）</u>、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の区分に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 (1) ～ (3) 略 (4) 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。）<u>、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額</u> 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間 (5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の	第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）<u>第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）</u>、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の区分に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 (1) ～ (3) 略 (4) 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。）<u>、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額</u> 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間 (5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項又は第31項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の

改 正 前	改 正 後
翌日から1月を経過する日 (6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日 （年当たりの割合の基礎となる日数） 第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項及び第4項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金^{じゅん}の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 （市民税の納税義務者等） 第23条 略 2 略 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第47条に規定する収益事業</u>を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（	翌日から1月を経過する日 (6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日 （年当たりの割合の基礎となる日数） 第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金^{じゅん}の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 （市民税の納税義務者等） 第23条 略 2 略 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>令</u>第47条に規定する収益事業（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号<u>において「人格のない社団等」という。）又は</u>法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（

改 正 前	改 正 後												
第48条第10項から第12項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 (均等割の税率) 第31条 略 2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。	第48条第9項から第16項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 (均等割の税率) 第31条 略 2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人の区分</th><th>税率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額 (法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人 (法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者 (俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数 (次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額 (法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人 (法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者 (俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数 (次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの	略	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人の区分</th><th>税率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額 (法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人 (法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者 (俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数 (次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額 (法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人 (法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者 (俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数 (次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの	略	略	略
法人の区分	税率												
(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額 (法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人 (法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者 (俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数 (次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの	略												
略	略												
法人の区分	税率												
(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額 (法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人 (法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者 (俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数 (次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの	略												
略	略												
3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条	3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条												

改 正 前	改 正 後
第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。 4 略 (法人の市民税の申告納付) 第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控	第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。 4 略 (法人の市民税の申告納付) 第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控

改正前	改正後
除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。	除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
3 内国法人が、<u>租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u>	3 内国法人が、<u>租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u>
4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、<u>法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u>	4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、<u>法第321条の8第38項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u>
5 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、<u>当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の回数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</u>	5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、<u>当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の回数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</u>
6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2	6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2

改 正 前	改 正 後
項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の1第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。	項又は第31項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の1第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の1第1項又は第3項の規定による更	7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の1第1項又は第3項の規定による更

改 正 前	改 正 後
正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1) 略 (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合）には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間	正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1) 略 (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合）には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間
8 略	8 略
9 法人税法第81条の2第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52	

改 正 前	改 正 後
条第4項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額の(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。	
10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。	9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。
11 略 12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。	10 略 11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

改 正 前	改 正 後
<u>1 3</u> 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。	<u>1 2</u> 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。
<u>1 4</u> 略	<u>1 3</u> 略
<u>1 5</u> 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。	<u>1 4</u> 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
<u>1 6</u> 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後	<u>1 5</u> 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後

改 正 前	改 正 後
新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。 <u>17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</u> （法人の市民税に係る不足税額の納付の手続） 第50条 略 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金 を加算して納付しなければならない。 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該	新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。 <u>16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項</u> の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。 （法人の市民税に係る不足税額の納付の手続） 第50条 略 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項 の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項 の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項又は第31項 に規定する申告書を提出した日（当該

改 正 前	改 正 後
申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。	申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと
4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告	4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告

改 正 前	改 正 後
書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1) ・ (2) 略 (法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金) 第52条 略 2・3 略 4 <u>法人税法第81条の2第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</u>	書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1) ・ (2) 略 (法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金) 第52条 略 2・3 略

改 正 前	改 正 後
5 <u>第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。</u> <u>この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の1第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u> 6 <u>第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。</u> <u>この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u> (たばこ税の課税標準) 第94条 略 2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻た	(たばこ税の課税標準) 第94条 略 2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻た

改 正 前	改 正 後
ばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。 表 略 3～10 略 附 則 (延滞金の割合等の特例) 第3条の2 略 2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。	ばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。 表 略 3～10 略 附 則 (延滞金の割合等の特例) 第3条の2 略 2 当分の間、第52条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。
(紀の川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正) 第3条 紀の川市税条例等の一部を改正する条例（平成31年紀の川市条例第18号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。	
改 正 前	改 正 後
第3条 紀の川市税条例の一部を次のように改正する。なお、改正	第3条 紀の川市税条例の一部を次のように改正する。なお、改正

改 正 前	改 正 後
部分は、次の表中下線の部分である。 (個人の市民税の非課税の範囲) 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。))を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) 略 (2) 障害者、未成年者、寡婦又は<u>単身児童扶養者</u>(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。) 2 略 附 則 (軽自動車税の種別割の税率の特例) 第16条 略 2～4 略 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合</u>には<u>平成34年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動	部分は、次の表中下線の部分である。 (個人の市民税の非課税の範囲) 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。))を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) 略 (2) 障害者、未成年者、寡婦又は<u>寡夫</u>(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。) 2 略 附 則 (軽自動車税の種別割の税率の特例) 第16条 略 2～4 略 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</u>の間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和4年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動

改 正 前	改 正 後
車が平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) 第1条中紀の川市税条例第34条の7の改正並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正並びに次条第2項から4項までの規定 平成31年6月1日 (2) 第2条 (次号に掲げる改正を除く。) 及び附則第7条の規定 平成31年10月1日 (3) 第2条中紀の川市税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正並びに附則第3条の規定 平成32年1月1日 (4) 第3条中紀の川市税条例第24条の改正及び附則第4条の規定 平成33年1月1日 (5) 第3条 (前号に掲げる改正を除く。) 及び附則第8条の規定	車が令和4年4月1日から令和5年3月31日まで の間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分 の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) 第1条中紀の川市税条例第34条の7の改正並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正並びに次条第2項から4項までの規定 令和元年6月1日 (2) 第2条 (次号に掲げる改正を除く。) 及び附則第7条の規定 令和元年10月1日 (3) 第2条中紀の川市税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正並びに附則第3条の規定 令和2年1月1日 (4) 削除 (5) 第3条 及び附則第8条の規定

改 正 前	改 正 後																		
平成33年4月1日 (市民税に関する経過措置) 第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の紀の川市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>第34条の7第1項</td><td>特例控除対象寄附金</td><td>特例控除対象寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）</td></tr><tr><td>附則第9条の2</td><td>特例控除対象寄附金</td><td>特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）</td></tr><tr><td colspan="2">略</td><td>略</td></tr></table> 4 略	第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）	附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）	略		略	令和3年4月1日 (市民税に関する経過措置) 第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の紀の川市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>第34条の7第1項</td><td>特例控除対象寄附金</td><td>特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）</td></tr><tr><td>附則第9条の2</td><td>特例控除対象寄附金</td><td>特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）</td></tr><tr><td colspan="2">略</td><td>略</td></tr></table> 4 略	第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）	附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）	略		略
第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）																	
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）																	
略		略																	
第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）																	
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）																	
略		略																	

改 正 前	改 正 後
第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の紀の川市税条例(次項及び第3項において「<u>32年新条例</u>」という。)第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に平成32年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。 2 <u>32年新条例</u>第36条の3の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき紀の川市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する<u>32年新条例</u>第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。 3 <u>32年新条例</u>第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「<u>新所得税法</u>」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する<u>32年新条例</u>第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。 第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の紀の川市税条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。	第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の紀の川市税条例(次項及び第3項において「<u>2年新条例</u>」という。)第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。 2 <u>2年新条例</u>第36条の3の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき紀の川市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する<u>2年新条例</u>第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。 3 <u>2年新条例</u>第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「<u>新所得税法</u>」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する<u>2年新条例</u>第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。 第4条 削除

改 正 前	改 正 後
(固定資産税に関する経過措置) 第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置) 第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の紀の川市税条例（以下「31年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。 2 31年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。 第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の紀の川市税条例の規定は、平成33年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成32年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。	(固定資産税に関する経過措置) 第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置) 第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和元年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の紀の川市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。 2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。 第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の紀の川市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中紀の川市税条例第94条第2項にただし書を加える改正及び同条第4項の改正並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中紀の川市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正並びに同条例附則第3条の2及び第4条第1項の改正並びに次条並びに附則第3条第3項及び第4項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中紀の川市税条例第94条第2項ただし書の改正及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条（前号に掲げる改正を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日
- (5) 第1条中紀の川市税条例附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正 土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の紀の川市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分には、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の4の2の規定は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

5 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

- 6 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。
- 第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の紀の川市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。
- 2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- （固定資産税に関する経過措置）
- 第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者である者を知った者について適用する。
- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対し

て課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

(紀の川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 紀の川市税条例等の一部を改正する条例(平成27年紀の川市条例第24号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
附 則 (平成27年3月31日条例第24号) (市たばこ税に関する経過措置) 第5条 略 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、紀の川市税条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 (1) ・ (2) 略 (3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1, 0 00本につき4, 000円 3～12 略 13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定	附 則 (平成27年3月31日条例第24号) (市たばこ税に関する経過措置) 第5条 略 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、紀の川市税条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 (1) ・ (2) 略 (3) 平成30年4月1日から令和元年9月30日 まで 1, 0 00本につき4, 000円 3～12 略 13 令和元年10月1日 前に地方税法第465条第1項に規定

改 正 前		改 正 後	
する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。 14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。 14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
第5項	略	略	略
	附則第20条第4項		略
	平成28年5月2日		令和元年10月31日
第6項	平成28年9月30日		令和2年3月31日
略	略	略	略

(紀の川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 紀の川市税条例等の一部を改正する条例 (平成28年紀の川市条例第19号) の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
附 則 (平成28年3月31日条例第19号) (施行期日) 第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) ～ (3) 略 (4) 第1条の2の規定及び第3条中紀の川市税条例等の一部を改正する条例 (平成27年紀の川市条例第24号) 附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正 (「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。) 並びに附則第2条の2及び第4条の規定 <u>平成31年10月1日</u> 第2条の2 第1条の2の規定による改正後の紀の川市税条例 (附則第4条において「<u>31年新条例</u>」という。) 第34条の4の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。 第4条 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部	附 則 (平成28年3月31日条例第19号) (施行期日) 第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) ～ (3) 略 (4) 第1条の2の規定及び第3条中紀の川市税条例等の一部を改正する条例 (平成27年紀の川市条例第24号) 附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正 (「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。) 並びに附則第2条の2及び第4条の規定 <u>令和元年10月1日</u> 第2条の2 第1条の2の規定による改正後の紀の川市税条例 (附則第4条において「<u>元年新条例</u>」という。) 第34条の4の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。 第4条 <u>元年新条例</u> の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部

改 正 前	改 正 後
分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性割について適用する。 2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。	分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性割について適用する。 2 元年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(紀の川市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 紀の川市税条例の一部を改正する条例 (平成29年紀の川市条例第15号) の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
附 則 (平成29年3月31日条例第15号) (施行期日) 第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)・(2) 略 (3) 附則第5条の規定 平成31年10月1日 (市民税に関する経過措置) 第2条 略 2 前条第2号に掲げる規定による改正後の紀の川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個	附 則 (平成29年3月31日条例第15号) (施行期日) 第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)・(2) 略 (3) 附則第5条の規定 令和元年10月1日 (市民税に関する経過措置) 第2条 略 2 前条第2号に掲げる規定による改正後の紀の川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個

改 正 前	改 正 後
人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 3 略	人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 3 略
(紀の川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正) 第11条 紀の川市税条例等の一部を改正する条例（平成30年紀の川市条例第27号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。	
改 正 前	改 正 後
附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) ～ (3) 略 (4) 第2条中紀の川市税条例第94条第3項の改正 <u>平成31年10月1日</u> (5) 第1条中紀の川市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正並びに同条に8項を加える改正並びに次条第4項の規定 <u>平成32年4月1日</u> (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 <u>平成32年10月1日</u> (7) 第1条中紀の川市税条例第24条第1項第2号の改正、同条第2項の改正（第2号に掲げる改正を除く。）並びに同条例第	附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) ～ (3) 略 (4) 第2条中紀の川市税条例第94条第3項の改正 <u>令和元年10月1日</u> (5) 第1条中紀の川市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正並びに同条に8項を加える改正並びに次条第4項の規定 <u>令和2年4月1日</u> (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 <u>令和2年10月1日</u> (7) 第1条中紀の川市税条例第24条第1項第2号の改正、同条第2項の改正（第2号に掲げる改正を除く。）並びに同条例第

改 正 前	改 正 後
34条の2及び第34条の6の改正並びに同条例附則第5条の改正並びに次条第2項の規定 <u>平成33年1月1日</u> (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 <u>平成33年10月1日</u> (9) 第5条の規定 <u>平成34年10月1日</u> (10) 略 (市民税に関する経過措置) 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の紀の川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u> 2 前条第7号に掲げる規定による改正後の紀の川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u> 3・4 略 (手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置) 第7条 <u>平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。</u> (手持品課税に係る市たばこ税) 第9条 <u>平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこ</u>	34条の2及び第34条の6の改正並びに同条例附則第5条の改正並びに次条第2項の規定 <u>令和3年1月1日</u> (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 <u>令和3年10月1日</u> (9) 第5条の規定 <u>令和4年10月1日</u> (10) 略 (市民税に関する経過措置) 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の紀の川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u> 2 前条第7号に掲げる規定による改正後の紀の川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u> 3・4 略 (手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置) 第7条 <u>平成30年10月1日から令和元年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。</u> (手持品課税に係る市たばこ税) 第9条 <u>令和2年10月1日 前に売渡し等が行われた製造たばこ</u>

改 正 前	改 正 後
を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることがなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。	を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることがなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。	2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を令和2年11月2日までに市長に提出しなければならない。
3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。	3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和3年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の紀の川市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第1	4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の紀の川市税条例（以下この項及び次項において「2年新条例」という。）第1

改 正 前	改 正 後
9条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 略 5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであつた旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。 (手持品課税に係る市たばこ税) 第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものと	9条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる22年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 略 5 22年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであつた旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。 (手持品課税に係る市たばこ税) 第11条 令和3年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものと

改 正 前	改 正 後
みなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の紀の川市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 略	みなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を令和3年11月1日までに市長に提出しなければならない。 3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和4年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の紀の川市税条例（以下この項及び次項において「3年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる3年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 略

改 正 前	改 正 後
5 3 3年新条例第9 9 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第1 6 条の2 の5 又は第1 6 条の4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第1 6 号の5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1 項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであつた旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。	5 3年新条例 第9 9 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第1 6 条の2 の5 又は第1 6 条の4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第1 6 号の5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1 項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであつた旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月21日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

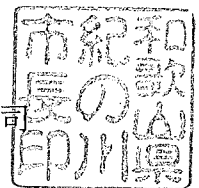
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀の川市税条例（平成17年紀の川市条例第54号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月30日

紀の川市長 中 村 慎 司



理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の公布及び施行に伴い、紀の川市税条例の一部を改正する必要が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

紀の川市税条例の一部を改正する条例

令和2年4月30日
条例第20号

(紀の川市税条例の一部改正)

第1条 紀の川市税条例（平成17年紀の川市条例第54号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改	正	前	改	正	後
附 則 (読替規定)		第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで _____ の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5ま で」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条 の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで _____ 」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～17 略 (新設)	附 則 (読替規定)		第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。</u> (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～17 略 <u>18 法附則第62条に規定する市の条例で定める割合は零とする。</u> (軽自動車税の環境性能割の非課税)

改 正 前	改 正 後
第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 （新設）	第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 （新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等） 第24条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 紀の川市税条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
附 則 （読替規定） 第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条</u>	附 則 （読替規定） 第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条</u>

改 正 前	改 正 後
若しくは第62条」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～17 略 18 法附則第62条に規定する市の条例で定める割合は零とする。 (新設)	若しくは第64条」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～17 略 18 法附則第64条に規定する市の条例で定める割合は零とする。 (新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例) 第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。 (新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例) 第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項

改 正 前	改 正 後
	中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月21日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

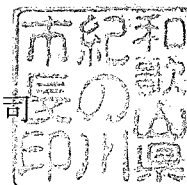
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀の川市都市計画税条例（平成17年紀の川市条例第57号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

紀の川市長 中 村 慎



理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の公布及び施行等に伴い、紀の川市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

紀の川市都市計画税条例の一部を改正する条例

令和2年3月31日
条例第15号

紀の川市都市計画税条例（平成17年紀の川市条例第57号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(納税義務者等) 第2条 略 2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。 3・4 略 附 則 1～4 略 （法附則第15条第4項の条例で定める割合） 5 法附則第15条第4項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	(納税義務者等) 第2条 略 2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項 の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。 3・4 略 附 則 1～4 略 （法附則第15条第38項の条例で定める割合） 5 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

改 正 前	改 正 後
(新設) (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 6 略 (宅地等)に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例) 7 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平	(法附則第15条第47項の条例で定める割合) 6 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 7 略 (宅地等)に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例) 8 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令

改 正 前	改 正 後
成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわら	11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわら

改 正 前	改 正 後
ず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。 11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。 （農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度の都市計画税の特例） 12 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都	ず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。 12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。 （農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度の都市計画税の特例） 13 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都

改 正 前	改 正 後
市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。	市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は 附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。
表 略	表 略
13 略	14 略
14 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第12項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。	15 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第13項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。
15 附則第7項及び第9項 の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第7項及び第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項、第10項及び第11項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第10項から第12項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号に、附則第12項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項	16 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号に、附則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第13項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項

改 正 前	改 正 後
に、<u>附則第13項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</u> <u>16 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u> <u>17 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条の規定により、平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定は、適用しない。</u>	に、<u>附則第14項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</u> <u>17 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は 附則第15条から第15条の3まで」とする。</u> <u>18 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条の規定により、平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定は、適用しない。</u>

附 則（令和2年3月31日条例第15号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の紀の川市都市計画税条例（附則第4項において「新条例」という。）の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

- 4 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第 17 項の規定の適用については、同項中「第 47 項若しくは第 48 項」とあるのは、「若しくは第 47 項」とする。

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月21日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

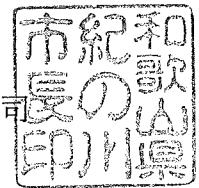
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀の川市都市計画税条例（平成17年紀の川市条例第57号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月30日

紀の川市長 中 村 慎 司



理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の公布及び施行に伴い、紀の川市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

紀の川市都市計画税条例の一部を改正する条例

令和2年4月30日
条例第21号

(紀の川市都市計画税条例の一部改正)

第1条 紀の川市都市計画税条例（平成17年紀の川市条例第57号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改	正	前	改	正	後
附 則 1～16 略	附 則 1～16 略	17 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで_____」とする。	附 則 1～16 略	17 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。	18 略

第2条 紀の川市都市計画税条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
附 則 1～16 略 17 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。 18 略	附 則 1～16 略 17 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 18 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

報告第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月21日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

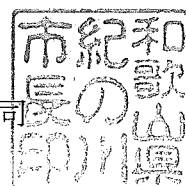
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例（平成27年紀の川市条例第39号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

紀の川市長 中 村 慎 司



理由

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（令和2年総務省令第25号）の公布及び施行に伴い、紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する必要があるが生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

令和2年3月31日
条例第16号

紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例（平成27年紀の川市条例第39号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改	正	前	改	正	後
附 則 （この条例の失効） 2 この条例は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に特別償却設備を設置した特別償却設備設置者については、この条例は、同日以後においても、なおその効力を有する。			附 則 （この条例の失効） 2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に特別償却設備を設置した特別償却設備設置者については、この条例は、同日以後においても、なおその効力を有する。		

附 則（令和2年3月31日条例第16号）
この条例は、公布の日から施行する。

報告第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月21日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

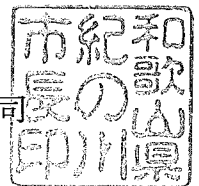
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀の川市国民健康保険税条例（平成17年紀の川市条例第58号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

紀の川市長 中 村 慎 司



理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）の公布及び施行に伴い、紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和2年3月31日
条例第17号

紀の川市国民健康保険税条例（平成17年紀の川市条例第58号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(課税額) 第2条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。 3 略 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基	(課税額) 第2条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。 3 略 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>17万円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基

改 正 前	改 正 後
基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6 1 万円</u>を超える場合には、<u>6 1 万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>1 9 万円</u>を超える場合には、<u>1 9 万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>1 6 万円</u>を超える場合には、<u>1 6 万円</u>）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>3 3 万円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>2 8 万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>3 3 万円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>5 1 万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略	基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6 3 万円</u>を超える場合には、<u>6 3 万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>1 9 万円</u>を超える場合には、<u>1 9 万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>1 7 万円</u>を超える場合には、<u>1 7 万円</u>）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>3 3 万円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>2 8 5, 0 0 0 円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>3 3 万円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>5 2 万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略

附 則（令和2年3月31日条例第17号）
（施行期日）
1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（適用区分）

- 2 改正後の紀の川市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月21日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

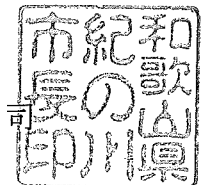
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀の川市介護保険条例（平成17年紀の川市条例第142号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

紀の川市長 中 村 慎



理由

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第98号）の公布及び施行等に伴い、紀の川市介護保険条例の一部を改正する必要性が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

紀の川市介護保険条例の一部を改正する条例

令和2年3月31日
条例第18号

紀の川市介護保険条例（平成17年紀の川市条例第142号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(保険料率) 第6条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) ～ (11) 略 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額試験に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>30,000円</u>とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額試験に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>30,000円</u>」とあるのは、「<u>46,000円</u>」と読み替えるものとする。 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額試験に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>30,000円</u>」とあるのは、「<u>58,000円</u>」	(保険料率) 第6条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) ～ (11) 略 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額試験に係る令和2年度保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>24,000円</u>とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額試験に係る令和2年度の保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>24,000円</u>」とあるのは、「<u>36,000円</u>」と読み替えるものとする。 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額試験に係る令和2年度の保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>24,000円</u>」とあるのは、「<u>56,000円</u>」

改 正 前	改 正 後
」と読み替えるものとする。 第20条 前4条 の過料の額は、状況により、市長が定める。 2 前4条 の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。	」と読み替えるものとする。 第20条 第16条から前条までの過料の額は、状況により、市長が定める。 2 第16条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則 (令和2年3月31日条例第18号)
(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)

第2条 この条例による改正後の紀の川市介護保険条例第6条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

報告第8号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月21日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

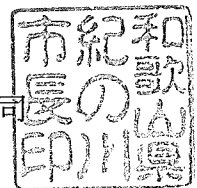
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀の川市消防団員等公務災害補償条例（平成17年紀の川市条例第203号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

紀の川市長 中 村 慎 司



理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和2年政令第69号）の公布及び施行等に伴い、紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要性が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

令和2年3月31日
条例第19号

紀の川市消防団員等公務災害補償条例（平成17年紀の川市条例第203号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改	正	改	正	後
(補償基礎額)		(補償基礎額)		
第5条 略		第5条 略		
2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。		2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。		
(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日に		(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。		
(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又		(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又		

改 正 前	改 正 後
は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8, 800 円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日に比して公正を欠くと認められるときは、1万4, 200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 (1) ～ (6) 略 4 略 附 則	は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8, 900 円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日に比して公正を欠くと認められるときは、1万4, 200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日 ― において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 (1) ～ (6) 略 4 略 附 則

改 正 前	改 正 後
(障害補償年金前払一時金) 第3条の4 略 2～4 略 5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。 (1) 略 (2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、<u>100分の5</u>に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額 6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合	(障害補償年金前払一時金) 第3条の4 略 2～4 略 5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。 (1) 略 (2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、<u>事故発生日における法定利率に当るべき障害補償年金の額を、当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</u> 6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合

改 正 前	改 正 後
計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。 (遺族補償年金前払一時金) 第4条 略 2～5 略 6 第12条第2項の規定は遺族補償年金前払一時金の額並びにその請求及び受領についての代表者の選任について準用する。この場合において、第12条第2項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金前払一時金」と、「前項」とあるのは「附則第4条第4項」と読み替えるものとする。 7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月(次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなつたもの(以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。)が第1項の申出を行った場合に	計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。 (遺族補償年金前払一時金) 第4条 略 2～5 略 6 第12条第2項の規定は遺族補償年金前払一時金の額並びにその請求及び受領についての代表者の選任について準用する。この場合において、同項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金前払一時金」と、「前項」とあるのは「附則第4条第4項」と読み替えるものとする。 7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月(次条第1項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなつたもの(以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。)が第1項の申出を行った場合に

改 正 前	改 正 後
つては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ次条第1項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。 (1) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月（特例遺族補償年金受給権者が支給停止解除年齢に達する前に第1項の申出を行った場合には、当該特例遺族補償年金受給権者について次条第4項本文の規定の適用がないものとした場合における当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の当該遺族補償年金の支給期月に当たる月。以下この項及び次項において同じ。）から1年を経過する月以前の各月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。）に支給されるべき遺族補償年金の額 (2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、<u>100分の5</u>に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた	つては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ次条第1項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。 (1) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月（特例遺族補償年金受給権者が支給停止解除年齢に達する前に第1項の申出を行った場合には、当該特例遺族補償年金受給権者について次条第3項本文の規定の適用がないものとした場合における当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の当該遺族補償年金の支給期月に当たる月。以下この項及び次項において同じ。）から1年を経過する月以前の各月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。）に支給されるべき遺族補償年金の額 (2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、<u>事故発生日における法定利率に当るべき遺族補償年金の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた</u>

改 正 前		改 正 後																	
数で除して得た額		数で除して得た額																	
8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。		8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。																	
9 略		9 略																	
別表（第5条関係）		別表（第5条関係）																	
補償基礎額表		補償基礎額表																	
<table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="2">勤務年数</th></tr><tr><th>10年未満</th><th>10年以上20年未満</th></tr><tr><td></td><td>円</td><td>円</td></tr></table>		階級	勤務年数		10年未満	10年以上20年未満		円	円	<table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="2">勤務年数</th></tr><tr><th>10年未満</th><th>10年以上20年未満</th></tr><tr><td></td><td>円</td><td>円</td></tr></table>		階級	勤務年数		10年未満	10年以上20年未満		円	円
階級	勤務年数																		
	10年未満	10年以上20年未満																	
	円	円																	
階級	勤務年数																		
	10年未満	10年以上20年未満																	
	円	円																	

改 正 前			改 正 後		
団長及び副団長	1 2, 4 0 0	1 3, 3 0 0	略	略	略
分団長及び副分団長	1 0, 6 0 0	1 1, 5 0 0	略	略	略
部長、班長及び団員	8, 8 0 0	9, 7 0 0	略	略	略
備考					
1 死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された日の前日においてその者が属していた階級による。					
2 略					
備考					
1 事故発生日					
に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された日の前日においてその者が属していた階級による。					
2 略					

附 則 (令和2年3月31日条例第19号)
この条例は、令和2年4月1日から施行する。

報告第9号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月21日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

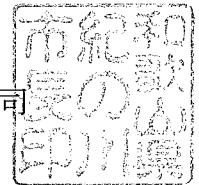
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和元年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

紀の川市長 中 村 慎 司



報告第10号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月21日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

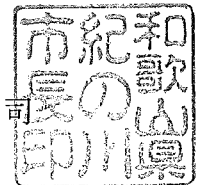
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月3日

紀の川市長 中 村 慎



報告第 11 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 21 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

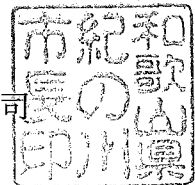
地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月1日

紀の川市長 中 村 慎 司



議案第 67 号

令和 2 年度紀の川市一般会計補正予算（第 3 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 2 年度紀の川市一般会計補正予算（第 3 号）について、議会の議決を求める。

令和 2 年 5 月 21 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第68号

令和2年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和2年5月21日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）